

# 滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成 20 年(2008 年)6 月 17 日(火)

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所：大津合同庁舎 7A 会議室

出席委員：

11 名中 9 名出席

出席：生駒委員、岩田委員、岡田委員、須藤委員、檀上委員、寺田委員、濱崎委員、深町委員、  
松井委員

欠席：増田委員、松山委員

議題：

1. 自然環境部会長の選出について
2. 特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）の策定について（諮問）
3. 琵琶湖国定公園計画の一部変更について（報告）
4. その他

議事概要：

事務局：

定刻になりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催します。

皆様におかれましては、公私共々お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
それでは、開催に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長の熊倉から御挨拶申し上げます。

課長：(あいさつ)

事務局：＜委員および事務局の説明後＞

議事に入ります前に、当自然環境部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第 6 条第 6 項において準用する第 5 条第 3 項の規定により、部会委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は、委員 11 名中、現在 9 名の委員に出席いただいております。成立していることを報告させていただきます。

それでは、まず、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

事務局：

それでは、これより部会を始めさせていただきますが、今回は、委員の皆様に変代があつて、現時点で部会の部会長が決まっておりません。

一番目の議題ともなっておりますが、部会の部会長につきましては、滋賀県環境審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、部会に属する委員の互選により定められておりますが、事務局から提案させていただきますので、御審議をお願いしたいと思います。

部会長の提案でございますが、京都大学大学院人間・環境学研究科教授 松井正文（まついまさふみ）様を提案させていただきます。

各委員： 異議なし

事務局：

それでは、松井委員、部会長席へお移りいただき、よろしく申し上げます。  
松井部会長から、挨拶をお願いします。

松井部会長：

私は、この部会は今年度からです。今まで長い間やってこられた方々を差し置いて僭越なんですが、部会長の就任にご承認いただきましてありがとうございます。まだ経験があまりないので、皆様にお助けいただき、会をいいものにしていきたいと思いますので、皆様どうぞよろしく申し上げます。

事務局：

ありがとうございました。

本日の議題は3件ございます。一番目の議題は部会長の選出でして、それは今行っていただきました。

二番目の議題は、「特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)の策定について」、三番目の議題は、「琵琶湖国立公園計画の一部変更について」でございます。

これらの議題について、御審議いただきたいと思っております。

それでは、以降の進行につきましては、松井部会長、よろしく申し上げます。

議長：

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして審議に入りたいと思っております。

二つめの議題の「特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)の策定について」ですが、当審議会に諮問され、部会の意見が求められています。まず最初に、事務局から説明を願い、審議に入りたいと思っております。事務局、説明願います。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

委員：

別紙1のところで、人身被害防止を目的とした捕獲に関しては、捕獲後基本的に移動放獣と読めます。これに対し、林業被害防止を目的とした捕獲の場合は、移動放獣は行わないという理解でよろしいか？

事務局：

はい。林業被害は基本的にクマの生息域内で起こるものです。テープ巻き等の防除をまず行います。それでもどうしても防止できない場合は、その個体を捕獲して放獣を行ったとしても、放獣先で同じ

被害を出すと考えられます。このことから、殺処分もやむを得ないとしております。

委員：

書き方を工夫していただいて、そのような理由付けを明確にした方がいいのではないかと思います。特定個体管理の観点から言えば、林業被害の捕獲の場合でもおりの設置を行うと思いますが、被害が起こっている木に付着した獣毛の DNA 分析をするとか、あるいは、他府県でやっているようにセンサーカメラを設置して、確実に個体を特定し、それを捕まえるというような取り組みも想定されていますか。心配しているのは、違う個体が捕まる。あるいは、1 頭だけでなく他の個体もどんどん捕まえてしまうこと。これらに対する対応があまり書けていないように思えます。

事務局：

御指摘のとおり本来であれば、DNA 分析などで個体を特定後殺処分すべきですが、その場ですぐ鑑定ができるような技術はまだないと聞いています。おりの設置で一番怖いのは、ねらっている個体以外の個体を捕獲してしまうことです。これを避けるために、おりの設置場所は限定する必要があるとしています。p35 にこの部分の記述があります。どこまで限定できるか不明なところはありますが、ある程度は特定できるのかな、と。また、捕獲期間についても、いつまでもできるわけではなく、捕獲があった時点で捕獲はストップします。

委員：

そのあたりがいまいち読み取れない気がします。いま説明されたことを記載すべきかと思えます。また、長野県では、被害が発生している場所にセンサーカメラを設置しておいて被害をおこしている個体を撮影し、それによって個体を特定して捕獲しているという事例があります。

委員：

関連しますが、もうちょっと詳しく現状を教えてください。  
特定個体管理をされておられて、頭数が 173～324 頭程度とのことですが、どの程度まで裏付けられた頭数なのでしょうか。もしくは、どのような方法で推定されているのでしょうか。聞きようによってはファジーに聞こえますし、とても詳細に把握しているようにも聞こえます。

事務局：

特定個体管理と申していますのは、有害捕獲をする場合に、被害を出している個体をできる限り特定して捕獲するとのことです。このため、おりの設置期間を 2 週間と限定していますし、集落付近に定着してしまった個体を捕獲するために集落付近でのおり設置を求めています。

委員：

それでは、住民や猟友会の方の観察によって同一個体かどうか判断するということですか。  
173～324 頭程度と推定された根拠についてはどうですか。どのくらい信憑性があるのでしょうか。1 頭単位まで数字を示されているので、ある程度細かい推定なんではないでしょうか。

事務局：

173 頭すべてを個体識別できているわけではないです。今までヘアトラップ調査や捕獲個体の毛根採取などで DNA 情報を積み上げ、40 数頭の個体識別が進んでいます。もともとは再捕獲率からの推

定を目指していましたが、再捕獲が非常に少なく、まだこの方法による推定はできません。現状の推定方法は、識別された個体がメッシュ内でどのくらいいるかを判定し、メッシュ当たりの推定生息密度を計算しました。また、現在の生息メッシュ数と推定密度からの計算で 173～324 頭程度という数字を出しています。

委員：

生息環境の整備に関してですが、森林の保全・整備はなんとなく分かりますが、境界管理や生息域の連続性の確保などは、具体的にそれなりの予算とか場所が決まっています計画が実行されるというようになっているのでしょうか。

事務局：

まず、境界管理についてです。集落付近までやぶ化してしまっていると、そこを歩いて集落付近までクマが近寄りやすくなります。ですから、このようなところを刈り払いましょうというのが緩衝帯の設置です。これには、森林税を使った事業のうちの里山リニューアル事業というのがあります。具体事例としては、山本山からクマが出没する事例が多くありました。この部分を H18 年度にこの事業を活用して整備されました。H19 年度は、もともと出没が少なかったのではっきりとこの結果とまでは言えませんが、この地域での出没はありませんでした。すべてを刈り払い、牧草地にするというのは、サル対策などですすんでいます。これに里山リニューアルが使えるのかどうかは分かりませんが、里山リニューアルで見晴らしのよい里山にすることで、ある程度の緩衝帯設置を進めていくことはできるのではないかと考えています。

生息域の連続性の確保についてですが、この計画について道路課とも協議を行ってしまして、道路により分断されないように配慮してください、としています。

委員：

いろんなところとの連携とか、地元が助成金を申請していく中で、少しずつやっていこうということですね。

委員：

関連してですが、環境林整備事業の平成 21 年度末の目標があります。これは具体的な場所が決まっています、この数値があるのでしょうか。数値目標だけがあるのでしょうか。

事務局：

まず、この目標までやっていこうという数値目標です。

とりあえず目標値が決まっています、どこでやるのかは、年度年度で地元と調整して決めると聞いています。地元の合意がなければできないので、今年度は決まっているのかもしれませんが、来年度の場所は決まっていらないと思います。

委員：

数値目標があるのはよいことですが、生息地保全が目的ならば、どこで事業を行うと効果的なのかを考えてやる必要があります。環境林整備は、クマだけではなく野生動物全般において、生息地保全という観点から重要な事業だと思えます。一方、国有林における森林整備事業では、クマタカの営巣木が事業対象地域にあるとか、近くで営巣しているという事例が出てきています。滋賀森林管理署の

管内でも複数の案件があるようです。森林整備事業では、県内たくさん生息しているクマタカの営巣地に配慮しながら事業を実施する必要があります。専門家にアドバイスを受けるなど、上手に対応すれば調整可能なので、是非留意いただきたいと思います。

事務局：

その件について、サルの特定期計画を昨年度策定させていただいたのですが、これでも同じような話がありまして。自然環境保全課から森林サイドに強く申入れをしているのは、サルの生息域を確保し、里に下りてこないようにするような環境林整備事業を進めてほしいとのこと。これをできるだけマニュアル化していこうとして調整をしていますが、まず、地元の合意を得るのが難しく、合意が得られたところから順々に事業を実施しており、サルないしはクマなどの生息地整備という観点で実施はできていないというのが現状です。これは、もちろんいいことではないので、自然環境保全課からも申入れをしていきたいとは思っていますが、今、それを計画に書き入れると庁内合意が得られない状況なのでもう少し時間をいただきたいと思います。

部会長：

書く、書かないは別として、サルは14年度に計画を策定し、昨年度改定したとのことですが、悪い言い方をすると、とりあえず森林整備をしますよ、と付け足しのように書いてあると言えるわけですね。そのようにも見えるので、具体的にサル、クマ、鳥類などの生息地整備としての方向を具体的に審議するような場所はあるんでしょうか。

事務局：

ないと思います。少なくとも、自然環境保全課が参画しているのはありません。今回は、当課と森林が連携して、計画に基づく実施マニュアルを作って、どこの環境林整備を重点的に行っていくか協議ができればいいとは思っていますが、まだ合意が得られていない状況で、相当苦労しています。

部会長：

御苦労だとは思いますが、是非やってもらわないとならない部分なので、お願いします。

事務局：

先ほどの御意見に対してですが、林業被害防止の観点からの捕獲について、法律上捕獲許可申請の際には、捕獲個体数を書かせます。1頭であるとか。ですので、1頭捕まえたら許可は終わり、開けっ放しにして2頭目を捕まえられる状態にしているのは未遂行為ですし、捕まえたら違法行為になります。つまり法律上どんどん捕れるような状況にはならないのです。

また、個体識別については、DNAであるとかカメラ撮影などがあるとのことですが、お金のこともありますし、実施者が市町であるとか森林部局であるとかなので、ここはにわかには、と書くのは難しいと思っています。

部会長：

DNAを用いて個体を識別できる技術が確立しているのですか。

委員：

被害を起している、クマハギのところに毛がついています。これを採取して識別するのは可能

かもしれません。これと、捕獲個体の情報を照らし合わせて確認するということです。ただ、DNA分析が終了するまで、捕獲個体をどうするのか、とかいう問題がありますね。

カメラのシステムであれば、15,000 円程度からあります。

部会長：

長野県では、カメラシステムで個体の特定ができていますか。

委員：

もちろん、できない場合も多いと思いますが、カメラ撮影によって「ツキノワ」が明瞭、体格がとても大きいなどの特徴について、捕獲個体と照合することができる場合があると聞いています。

部会長：

個体識別が簡単にできるのならば、個体数推定もけっこうできそうな気がします。

委員：

かなり丁寧な作業なので、住民に対する説明も難しいと思います。

事務局：

林業被害でどんどん殺されていると、これはまずい、と考えざるを得ないのですが、あんまり捕獲実績もありません。テープ巻きを頑張っていますし、平成 19 年度の捕獲もあまりありません。どちらかというと人身被害防止の観点からの捕獲が多い状況です。このように、件数が少ないので、費用対効果の面からいっても、現状からは、個体群の維持という観点からそれほど問題はないのかなと思っています。

委員：

林業被害の被害金額についての資料はお持ちですか。

事務局：

実損面積としての把握はされていますが、被害金額としての把握はしていません。

部会長：

確かに被害にあっても、それがもともと売れるのかという問題もありますからね。捕獲上限数を 20 頭にすることですが、この根拠は何に基づいていますか。

事務局：

環境省の技術マニュアルに、個体数水準と捕獲上限の割合が決まっています。これに基づいて、水準 3 相当として捕獲上限を定めています。県内生息数のみで評価すると水準 2 と評価されますが、湖北地域には相当数の生息数を持つ白山・奥美濃地域個体群が分布していることなどから、県内個体群がすぐに絶滅する状況にはなく、捕獲上限は水準 3 相当とする、としています。

部会長：

同じような状況にある他県はどのような計画を持っていますか。

事務局：

白山・奥美濃地域個体群については、現在広域指針を作成するため関係県が取り組んでいます。この個体群は個体数が多いため、各県では滋賀県のように希少種として位置づけてはならず、管理方針もむしろ管理に重点をおいた指針になる予定です。このため、保護に重点を置いた滋賀の計画とはちょっと趣が異なります。

ただ、京都、福井にまたがる北近畿東部地域個体群については、京都で狩猟が禁止されています。

近隣府県の特定計画の策定状況は、福井は21年度、岐阜県は20年度末、富山県は22年度に策定を予定しているとのことです。

広域指針はそろそろできあがる予定ですが、ここには総捕獲数管理とかが定められ、これに則って各県の計画が作られます。ですので、滋賀県より厳しくなることは、ないかなと思います。

京都は、移動放獣も行っていますし、狩猟も禁止をしており、滋賀より厳しい措置を取っています。それらのちょうど間に位置するのが滋賀となります。

部会長：

人間のほうの都合もあるし、環境も各県によって違うわけですが、他との並びととも考えなくてはならないですね。

事務局：

西日本では、数が非常に少ない状況です。一方、東ではかなりの生息数があるとの状況です。

委員：

林業被害は湖西地域で多いようですが、人身被害というか目撃は県内まんべんなくあるのですか。

事務局：

生息が北部に偏っていますので、やはり湖北地域が一番多いです。

委員：

北近畿東部地域個体群の生息数は少ないとのことで、白山・奥美濃地域個体群はかなり多いと。で、県内捕獲頭数は両方併せて出しているのですよね。

できるだけ控えると書いてあるだけですが、林業被害を一番出すのは北近畿の群れですよね。県全体で20頭といっても、目安がないと、北近畿ばかりで捕獲が進むというおそれがあるんじゃないですか。

事務局：

検討委員からも御指摘をいただいた部分です。地域個体群ごとに管理方針を定めるべき、という御指摘です。ただ、では、どこで線引きをするのか、となると非常に難しい。どこで捕獲された個体から湖西に入るんだ、ということを示すだけのデータがまだそろっていない、というのが一番の理由です。このことより、やむを得ず、当面の間は県内を一つの管理ユニットとして考えていきたい、としています。

ヘアトラップ調査とかで出している数字ですので、湖西では何頭、湖北では何頭との数字は出ていません。ただ、出没件数から見ると、湖西でも結構出没していますし、そんなに極端な差は両地域に

ないのかな、と思っています。これからも、県で一つの管理ユニットとの考えでも構わないと思っています。

もう少し調査精度が上がって、近隣府県との連携ができれば、個体群ごとの管理も可能と考えています。

部会長：

ただ、そんなことをただ待っているわけにも行かないですよ。

事務局：

とりあえず白山・奥美濃地域個体群については、今年広域指針ができるので、広域連携も端についたかと思っています。ただ、北近畿を皆心配していますので、こちらについても連携体制を早く構築したいとは思っています。

委員：

移動放獣についてですが、放獣先は県が決めるのですか。市町が権限を持っているとすると、行政単位ですと奥山を持たないところもあります。このようなところで捕獲された個体について、原則通り放獣しても思いどおり行かないですよ。帰すべきところに帰す、という原則になっているか心配なのですが。

事務局：

放獣先は、原則捕獲した市町内で放獣する、となっています。ただ、御指摘のとおり市町の中には奥山を持たないところもあります。捕獲があった場合は、振興局や本庁からも現場に行き、市町とともに放獣に当たりますので、放獣先には随時、県が調整を行っていきたいと思います。

委員：

別の市町に放獣した実績はあるのですか。

また、これまで移動放獣を行ってこられて、他県や他の市町に放獣したけれども、一般に心配されるような被害が発生するということはなかった、との実績を重ねているのですよね。

委員：

放獣は、生息に適したところに行うのが最もいいと思いますが、クマは猛獣ですから、放獣先の同意も必要になってくると思います。このことから、いろいろと交渉などで苦慮されたと聞いていますが、どうですか。

事務局：

その通りです。原則、同一市町で放獣ですが、湖北町とかは奥山がないのですよね。そういう場合は、その場で市町の担当者と相談の上、うまくいくように調整しています。ですから、どこに放獣したか、というのは、種々の問題がありますので、公表はできないと思っています。

再捕獲については、平成 19 年度末までに放獣実績は 51 頭ですが、再捕獲個体は 19 年に 2 個体のみです。これにおいて、学習効果がある、といえるのかどうかは分かりませんが、再捕獲率は低いのは間違いありません。また、全国的にも、放獣個体が深刻な被害を出した、という話は聞いたことがありません。ただ、現状放獣を受け入れてもらえるほど合意形成ができているわけではありません。



ので、これからも移動放獣の必要性だとかについて、周知、合意形成を図りたいと思っています。

委員：

今の実績を是非大事にしてください。

委員：

出没地点についてですが、旧志賀町で目撃をしていますが、ここにはあまり点がありませんね。

事務局：

これは、市町を通じて県が集めています出没情報に基づいています。ですので、目撃情報としてあがってこなければ、把握はできていません。

委員：

現状把握との観点から、出没情報だけでなく、アンケートや聞き取り調査もしたほうがいいのではないですか。

事務局：

そのような調査は、過去猟友会にお願いして実施してきました。これは、生息状況調査として、アンケートなどで、どこに生息しているか把握しています。

クマは危険な動物なので、目撃した場合は役場に連絡するのではないかと考えているのですが。

委員：

クマと遭遇してカマで戦ったとか具体的に聞いていますので、役場には連絡していると思うのですが。

事務局：

役場まで連絡が入っていれば、うちにまで連絡が来ると思うのですが。

委員：

伊吹町では、季節によっては毎日のように目撃するので、全てを役場にまで連絡していないです。集落の中で情報交換はしていますが、役場までは連絡しないことも多いです。

部会長：

もうちょっと情報がうまく集まるような体制を考えてみてください。

委員：

山に大分入っていますが、湖北のほうではクマ見のポイントが何カ所もあります。あそこに半日いれば遭遇できるとか、情報というのは深いところにはあるんですよね。ただ、それをいちいち持って行くか、というと誰も持っては行かない。どういうやり方をしたらいいのか具体的には分かりませんが、持っている情報は手の中に埋もれている、と。林業の人とか土木工事の人とか、アウトドアを楽しんでいる者にアンケートを回すようなことをすれば、それなりの情報が集まるんじゃないかと思います。空白地点について、「いない」という情報になるとおかしなことになる可能性があります。で

きるだけ、情報の数を上げてもらいたいと思います。

事務局：

専門委員会でも、鈴鹿はどうだとか指摘があります。ほとんど空白なのですが、本当に空白なのか、という指摘を受けています。

部会長：

「いる」というのはわかりますが、「いない」というのはとてもむずかしいですからね。

委員：

鈴鹿はいますよ。

委員：

鈴鹿はいます。牛舎に出ています。だけど、それは1頭だけですね。いろんな噂が出ていましたが、鈴鹿にはいないと言われていて、その農家にいったら、「餌食べに来てるよ」と。

部会長：

いろいろな御意見ありがとうございます。

案として出されたものに対して、答申しなくてはなりません。御意見の中には、「ここは間違っているから、修正しろ」というようなものはなかったようです。今出していただいた意見については、参考として記録してつけてもらうこととして、この案をお認めいただけますでしょうか。

各委員： 異議なし

部会長：

ありがとうございます。それでは、この案のとおり答申したいと思います。

委員：

文言についてですが、「エサ」という表現が出てきます。森林内での「食べ物」を表す場合は「食物」とすべきではないですか。人間が与えたものではないものを「エサ」と表記するのはおかしいと思います。

事務局：

わかりました。

部会長：

それでは、その部分は修正してください。

では、次の議題に入りたいと思います。次は、「琵琶湖国定公園計画の一部変更について」事務局説明をお願いします。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。

ただ今の報告事項について、なにか御質問・御意見ありますでしょうか。

委員：

この地域は、今まで狩猟のできた地域は含まれていますか。

普通地区というのはなんですか。

事務局：

特別保護地区から順に制限があるのですが、このうちの普通地区になります。規制について許可ではなく、届出が必要な地区です。

自然公園法上は、植物の採取が規制されていまして、動物の捕獲は指定動物でないと規制はかかっていません。ですので、自然公園だからといって動物の捕獲に規制は係りません。鳥獣保護区と自然公園は重なっている場合が多いのですが、後ほど確認をして御説明をします。

委員：

これについて、岐阜県と協議とかは行われているのですか。

事務局：

協議会の中に、岐阜県と地元関ヶ原町等に入ってもらっています。また、伊吹山を守る会というのがありますが、ここには伊吹山周辺の自治体が入っていますので、ここにも岐阜県の自治体が入っています。

委員：

ドライブウェイから 30 万、登山道から 3 万人入ってくるという実績の中で、圧倒的に岐阜県側から入ってくる人が多いのですよね。その人たちに、外来種の種子を持ち込まないように徹底しなければ、滋賀県側で徹底しても効果は上がらないのではないですか。

事務局：

岐阜県側から入ってくるのは、ドライブウェイだと思いますが、協議会にドライブウェイも入っています。

外来種の種子持ち込みについては、いろんな方法があると思いますが、花畑を観察される方への意識啓発などを地域としてルール作りをしようと考えています。いろんな方面へ働きかけながら、滋賀、岐阜という行政単位ではなくとも伊吹山を守っていくという活動を行っていきたいと考えています。

委員：

今 30 万人ですが、50 万人になったらどうするのか。例えば尾瀬や大台ヶ原のように制限をするのですか。県は外来種を引き抜いていても、反面観光客を誘致するようでは、対策の効果が上がりません。

事務局：

30万人はいまドライブウェイを使ってしまっていて、これはある意味管理がしやすい状況です。ですので、協議会にも入ってもらって、普及啓発拠点として有効に働くと考えています。

今後、人数が増えた場合は、自然公園法上利用調整地区というのがあるので、この活用を検討することはできます。今、テーマにあがっているのは、費用負担の問題で、滋賀県や地元がいろいろと努力をしていることを、環境に負荷をかけているコストを観光客に意識してもらって、強制は難しいかもしれませんが、何か協力金のような形で負担していただくことはできないか、検討しています。この意味でも、利用ゲートが限られていますので、管理しやすいと思っています。

部会長：

現地点で30万にとして、過去からの増加率をみて50万人になりそうだとかいう予測は立っていないので、今は制限とかは考えていないということですか。

事務局：

将来予測については、そこまではできていません。

部会長：

モニタリングですが、植生遷移のモニタリングが効果検証になっていますが、自然再生というのは、地元の経済までも含めて考えなくてはならないので、このことによって観光客が来なくなったというような可能性もあります。このことは他の地域でも問題になりますので、観光客数についてもモニタリングに入れておいた方がいいと思います。

事務局：

利用状況のモニタリングですね。わかりました。

委員：

観光客のコスト負担の検討も必要だと思いますが、伊吹山の自然を利用して、利益を上げているドライブウェイなどの事業者に金銭的な負担をしてもらうことを考えてもいいのではないかと思います。ドライブウェイが、伊吹山の自然に与えている影響はとても大きいので、彼らは自然再生に協力する義務があると思います。

伊吹山ドライブウェイは、公的機関が管理して、自然解説員付きの巡回バスで回るようにできれば理想的です。それだけの価値がある場所です。

委員：

全体構想について聞きたいのですが、伊吹山のどの辺りまでを含んでいるのでしょうか。お花畑についていいますと、山頂もしくは登山者が言う伊吹北尾根というのがあります。これは、国見峠というところまで続きますが、この地図によると滋賀県側は第三種特別地域になるようですが、まさに尾根の上に第二のお花畑のように皆さんに人気の場所があります。一方に規制をかけると、別の場所に人が流れるということが想定できますが、この部分も含んで全体構想が練られているのでしょうか。

事務局：

全体構想は、伊吹山全山です。北尾根も岐阜県側も含めた構想です。環境調査は滋賀県側だけです

が、議論自体は全山です。さらには、地域の活性化とかエコツーリズムも検討しますので、旧伊吹町全域を対象として考えています。

委員：

監視パトロールをされているようですが、実際には、誰がどのようなパトロールを実施しているか教えてください。

事務局：

今は定期的にされてはいません。

一つは、自然保護監視員の方に自然公園を中心に伊吹山についても監視してもらっている状況です。あとは、地元の米原市でも、このような取組があります。具体的に、これからこの事業の中でも監視パトロール体制を考えていきたいと思っています。

部会長：

そのほか、よろしいでしょうか。他にないようですので、この議題について終了したいと思います。

本日予定していた議事は以上で終了しましたが、その他としてなにか事務局から報告事項はありますか。

事務局： 長期構想について資料6に基づいて説明

部会長：

ありがとうございます。

一つ確認ですが、県全体にわたるような生態回廊を作る場合に、ビオトープという言葉を使うことについて、問題はないのですね。ビオトープという言葉についての解釈は人によって大分違います。学校ビオトープといったような非常に狭い、人為的なものにビオトープという言葉を使うことが多いですね。生態系協会ではビオトープという言葉を使っているようですが、県といったレベルでこのような言葉を使うことについて、問題は出ていませんね。

事務局：

議論あります。一般的には人工的な自然環境をビオトープというイメージがありますので、どうかな、という考え方もあります。一方、委員長がおっしゃるには、ビオトープは学問的にいうと野生動植物の生息・生育環境を示すとのことですので、この理解の元ビオトープという言葉を使用しています。条例での構想の名称は非常に長く、「野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想」で、これが正式名称です。ですが、あまりに長く、親しみ難い名前なので、単純化した名前はないかということで、先ほどの理解の元「ビオトープネットワーク長期構想」という言葉を使っており、今のところ小委員会では「よい」との状況です。

ちなみに、他府県では「生態系ネットワーク構想」とかいう言い方をしています。

委員：

2つほど質問させていただきます。

野生動物と共生するために回廊的なものをつくって、自然を守っていこうとかいう計画は当然でき

てくると思います。そうなった場合に、今現在個体数調整や有害鳥獣捕獲を行っています。シカ、サルなどが非常に増えている。これらを駆除するという事業と、自然再生関係の事業とのかねあいはどのように考えておられるのか、というのが一つ。

また、琵琶湖に注ぐ川を回廊にするように書いてありますが、野洲川にしても、大きな川の河川敷はほとんど公園になっていますね。テニスコートになっていたり、運動公園になっていたりする。人間が自然を破壊してしまっていますが、これをもう一度自然状態に戻すということでしょうか。

事務局：

1 点目について、非常に難しい問題で、小委員会でも議論があります。ここに関して、ネットワーク化の推進方策でも、鳥獣による農林被害の防止を挙げていますが、このような問題と併せて考えなくてはなりません。ネットワーク化というのは、農林被害を出している鳥獣の生息域を広げていくという負の効果もあるだろうと、その負の効果を意識しつつ、農林被害は防止していかなくてはならないという考えに立っています。いろんな動植物が生息している多様性を確保したいという発想ではあるのですが、人との軋轢が生じて、農林業被害が生じるというのは問題ですので、これは防ぐ手だてを行い、両立できるような内容にしていきたいと思います。

委員：

計画自体に反対するものではありませんが、いくつか矛盾が生じてくるのではないかとおもいます。

部会長：

その矛盾を最低限にしていかなければならないと思います。また、壊してしまった自然については、再生という方向がありますので、この結果をまた十分に審議することとして、このような意見がもともとあるということ認識の上、計画を策定してください。

委員：

これから急激に増えていく農業の耕作放棄地の問題を考えなくてはなりません。もともとは田園地域として考えていたところが耕作放棄地となり、やぶ化して、野生動物の生息適地となっていく。このことを踏まえて事業を実施しなくてはならず、非常に大変なものになると思います。耕作放棄地の拡大に対しても、相当の配慮が必要だと思います。

事務局：

保護区を設定して、現状凍結的に保護するという印象が強すぎたのかもしれませんが、滋賀県の自然には原生的なものはあまりありませんし、おっしゃるとおり農業を営むことによって保たれてきた多様性もたくさんあるわけですから、これらには、人手をかけてどのように維持していくかが課題になると思っています。ですから、規制をかけて何もしないという単純なやり方ではなく、農政や森林政策と連携して、県も支援しながら農家や林家の取組を支援し、維持、復活させていくことも大きな課題になると認識しています。

部会長：

予定した時間を少し過ぎてしまいましたが、他にありますか。

事務局：

資料7は平成20年度の当課の予算を紙にしたものです。後ほどお読みください。

部会長：

それでは、他に特に何かありますか。

よろしければこれで本日の自然環境部会を終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。これをもちまして、司会を事務局にお返ししたいと思います。